

介護老人保健施設 横浜シルバープラザ 利用料金表 (1割負担)

平成29年4月1日現在

通所リハビリテーション(介護老人保健施設)

通常規模事業所

基本料金	介護保険 1割負担	食費	入浴	1日の目安
要介護1	810円	750円	55円	1,615円
要介護2	972円	750円	55円	1,777円
要介護3	1,132円	750円	55円	1,937円
要介護4	1,296円	750円	55円	2,101円
要介護5	1,457円	750円	55円	2,262円

* 基本料金には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)20円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金(利用状況に応じて別途加算のかかるもの)		
入浴加算	55円	入浴介助を行った場合に加算
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	251円	リハビリテーションの定期的な評価と見直しを行っている場合に月1回加算
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	1,110円	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内に月1回算定する。
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	762円	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた場合に月1回算定する。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	120円	集中的にリハビリテーションを実施した場合(退院・退所後又は認定日3月内)に加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	262円	認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し(退院・退所後又は認定日3月内)リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合に加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	2,089円	認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し(退院・退所後又は認定日3月内)リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している場合に月1回加算
若年性認知症利用者受入加算	66円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に月1回加算
栄養改善加算	164円	栄養ケア計画に基づいたサービスの提供、評価を実施した場合に加算
口腔機能向上加算	164円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施した場合に加算
重度療養管理加算(要介護3、4、5)	109円	特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	22円	通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1以上確保している場合に加算
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月以内)	2,176円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月超6月以内)	1,088円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
介護職員処遇改善加算		介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.7%)

その他の利用料(介護保険給付外サービス)		
教養娯楽費	(1回)	実費 クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費 特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費 パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

通所リハビリテーション(介護老人保健施設)

通常規模事業所

基本料金	介護保険 2割負担	食 費	入 浴	1日の目安
要介護1	1,619円	750円	55円	2,424円
要介護2	1,943円	750円	55円	2,748円
要介護3	2,263円	750円	55円	3,068円
要介護4	2,592円	750円	55円	3,397円
要介護5	2,914円	750円	55円	3,719円

*基本料金には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)39円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金(利用状況に応じて別途加算のかかるもの)

入浴加算	109円	入浴介助を行った場合に加算
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	501円	リハビリテーションの定期的な評価と見直しを行っている場合に月1回加算
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	2,220円	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内に月1回算定する。
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	1,524円	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた場合に月1回算定する。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	240円	集中的にリハビリテーションを実施した場合(退院・退所後又は認定日3月内)に加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	523円	認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し(退院・退所後又は認定日3月内)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合に加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	4,178円	認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し(退院・退所後又は認定日3月内)リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している場合に月1回加算
若年性認知症利用者受入加算	131円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に月1回加算
栄養改善加算	327円	栄養ケア計画に基づいたサービスの提供、評価を実施した場合に加算
口腔機能向上加算	327円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施した場合に加算
重度療養管理加算(要介護3、4、5)	218円	特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	44円	通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1以上確保している場合に加算
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月以内)	4,352円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月超6月以内)	2,176円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
介護職員処遇改善加算		介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.7%)

その他の利用料(介護保険給付外サービス)

教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ